

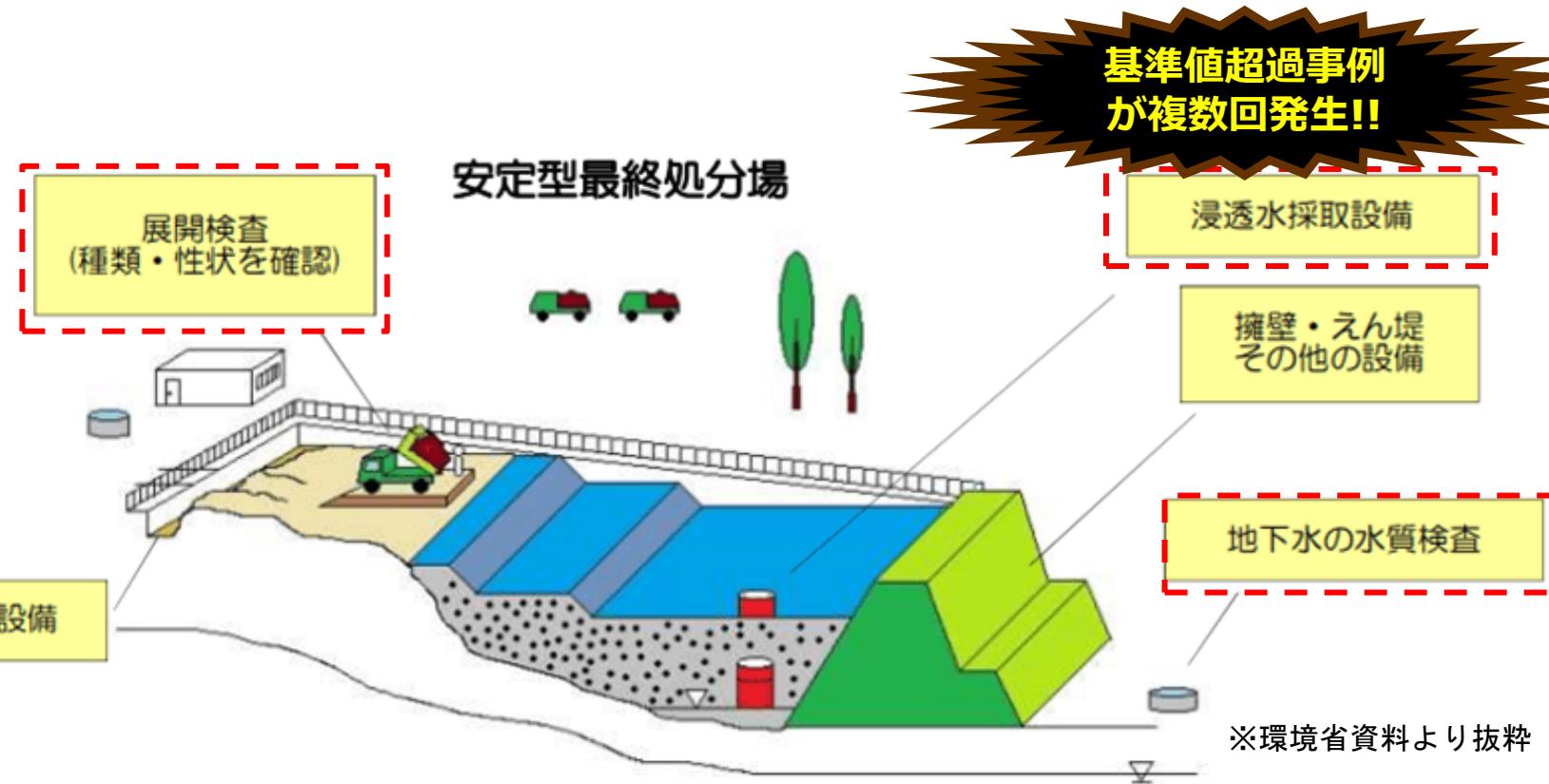


安定型処分場への廃棄物搬入の際の 注意点について

広島県環境県民局産業廃棄物対策課

安定型最終処分場とは

有害物質や有機物が付着しておらず、雨水等にさらされても
ほとんど変化しない安定型産業廃棄物を埋立処分する処分場
⇒異物の付着・混入を確実に防止することが重要！！



安定型最終処分場のイメージ図

安定型最終処分場に搬入できる廃棄物

(1) 廃プラスチック類（廃合成建材、廃農業用フィルム、廃タイヤ、合成纖維くず など）

注意！ ただし、次の廃棄物は埋立できません。

- ・自動車等破碎物（自動車、バイク、電気機械器具を破碎したもの）
- ・廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているもの）
- ・廃容器包装（有害物質または有機性物質が混入、付着している容器や包装）
- ・水銀使用製品産業廃棄物（水銀を使用している製品が廃棄物となったもの）

(2) ゴムくず（天然ゴムの切断くず、裁断くず など）

(3) 金属くず（鉄骨くず、金属片、切削くず など）

注意！ ただし、次の廃棄物は埋立できません。

- ・自動車等破碎物（自動車、バイク、電気機械器具を破碎したもの）
- ・廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているもの）
- ・鉛蓄電池の電極
- ・鉛製の管又は板
- ・廃容器包装（有害物質または有機性物質が混入、付着している容器や包装）
- ・水銀使用製品産業廃棄物（水銀を使用している製品が廃棄物となったもの）

安定型最終処分場に搬入できる廃棄物

(4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラス繊維くず、製品の製造過程等で発生するコンクリートくず、レンガくず、瓦くず など）

注意！ ただし、次の廃棄物は埋立できません。

- ・自動車等破碎物（自動車、バイク、電気機械器具を破碎したもの）
- ・廃ブラウン管の側面部
- ・廃石膏ボード
- ・廃容器包装（有害物質または有機性物質が混入、付着している容器や包装）
- ・水銀使用製品産業廃棄物（水銀を使用している製品が廃棄物となつたもの）

(5) がれき類（工作物の除去等により生じたコンクリート破片、レンガ破片、瓦破片、アスファルトがら、廃スレート など）

(6) 環境大臣が指定したもの（石綿含有産業廃棄物の溶融化物等）

建設系産業廃棄物における注意点

【窯業系サイディング】

窯業系サイディングは、パルプ系纖維や木質チップ等を使用していることが多い外壁材で、パルプ系纖維や木質チップ等を使用している場合は、安定型最終処分場での埋立てはできないため注意が必要です。

- 外面（断面等）だけでは判断できない廃棄物もありますので、注意してください。
- 製造メーカーに材質、性状を問い合わせたり、分析により判断するのが望ましいです。
- なお、安定型産業廃棄物以外（紙くず、木くず等）の混入が否定できない場合は、安定型最終処分場へ搬入しないようにしてください。

安定型最終処分場における埋立処分基準

《埋立処分基準》

- ◆ 安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着するおそれのないよう必要な措置を講ずること。
- ◆ 工作作物の除去等に伴って生じた安定型産業廃棄物については、十分な選別と分別により、熱しゃく減量 5%以下とした後に埋め立てること。 \Rightarrow (参考)
- ◆ 廃プラスチック類、ゴムくずを埋立処分する場合には、あらかじめ最大径おおむね15cm以下に破碎又は切斷すること。
(廃プラスチック類については、併せて中空の状態でないこと。)

(参考)

【安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法】(平成10年環境庁告示第34号)

工作物の新築、改築又は除去に伴い生じた廃棄物を安定型産業廃棄物については、①又は②の方法により処理し、かつ、当該処理後の当該安定型産業廃棄物の埋立処分が行われるまでの間、当該安定型産業廃棄物に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することのないようにすること。

- ① 安定型産業廃棄物(廃プラスチック類若しくはゴムくず、アスファルト・コンクリート又は無機性の固形状のものに限る。)と紙くず、木くず、纖維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに分別して排出する。
- ② 手、ふるい、風力、磁力、電気その他を用いる方法により安定型産業廃棄物と紙くず、木くず、纖維くずその他の安定型産業廃棄物以外の廃棄物とに選別した結果、安定型産業廃棄物の熱しゃく減量を5%以下とする。

排出事業者の皆様へのお願ひ

排出事業者の皆様においては、産業廃棄物の搬出する際、次の事項を確認するなどし、産業廃棄物の搬出管理の徹底をお願いします。

産業廃棄物搬出時の確認事項

- 搬出する廃棄物の性状等が
埋立処分基準に適合しているか
- 受入先の受入基準に適合しているか

また、排出事業者は、
「委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、
発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における
処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように務めること」

とされており、処理委託（搬出）後も処理状況の把握等を行う必要があります。

排出事業者責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければなりません。

これは、廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても同様です。

例えば、安定型処分場において、安定型産業廃棄物以外のものを埋立するなど、埋立処分基準に違反する行為が行われた場合

生活環境保全上支障が生じ、または、生じるおそれがあると認められるときは、排出事業者も行政処分（措置命令）の対象となる場合があります。

処分業者側の責任だけでなく、埋立できない廃棄物を委託した排出事業者も委託基準違反で罰則の対象となります。

廃棄物搬出時の管理の徹底を！

「排出基準に適合しているか」

「受け入れ先の受け入れ基準に適合しているか」

再度確認



広島県環境県民局産業廃棄物対策課

TEL : 082-513-2964